

グリーン電力証書交付申込説明書

2009年10月1日改定

本説明書は、グリーン電力証書交付申込書の記入の仕方について説明したものです。グリーン電力証書交付申込書（記入例）と合わせてご覧ください。

注意：申込書の送付について

申込書原本を郵送いただく前に、下記メールアドレスまで申込書の電子データ（エクセルファイル）の送付をお願いいたします。

使用目的と発電電力量との整合性など内容調整が必要なケースが多々ございますので、内容を確認後当方より折り返しご連絡いたします。その後、改めて申込書原本を郵送お願いいたします。

申込書電子データ送付先： info@com-design.jp

送付時のメールのタイトル：「【グリーン電力証書交付申込書】御社名」とご記入下さい。

0. はじめに

グリーン電力証書交付申込書は、エナジーグリーン株式会社の発行するグリーン電力証書“ENERGY GREEN”の発行・交付契約の申込書です。【申込者】の欄に契約の主体となる組織名、代表者名が記入され、印が押印された申込書がコムデザイン株式会社（以下「当社」）に到着し、当社がそれを承諾したときに契約が成立いたします。契約の内容につきましては「グリーン電力証書交付契約約款」をご覧ください。

1. お申し込み年月日

【申込者】の欄に印を押印する年月日をご記入ください。

2. 利用目的

グリーン電力証書をご利用になる目的について、利用内容、利用場所、利用期間をできるだけ詳細にご記入ください。なお、「グリーン電力証書交付申込書（記入例）」の2ページ目に詳細な記入例が掲載されています。

- 1) 利用内容：イベント、オフィス・店舗、印刷物作成での利用など、グリーン電力利用の概要（印刷物の種類、サイズ、発行数量、色数などをご記入ください）
- 2) 利用場所：イベントの開催される場所、事業所の所在地など、グリーン電力を利用する場所（印刷物に利用する場合は不要です）
- 3) 利用期間：イベントの開催期間など、グリーン電力を利用する期間（印刷物の発行から1年間とご記入ください）

※印刷物増刷の際、引続きENERGY GREENマークの表記を希望される場合は、再度グリーン電力証書交付申込が必要になります。増刷等の際は、ENERGY GREENマークの取り扱いにご注意ください。

8. 公的報告書制度での活用

「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の公的報告書制度に於いて、温室効果ガス削減等を目的としてグリーン電力証書を活用される場合には、「制度での活用を希望する」を選択の上、対象となる制度名をご記入下さい。

尚、「制度での活用を希望する」際には〔2. 利用目的〕の「利用場所」の欄に報告対象者名、報告対象事業所名、報告対象事業所の住所を必ずご記入ください。また「利用期間」に付きましては、年度を跨ぐことがないようにご記入ください。

9. その他

その他、ご希望やご質問があればご記入ください。

【お問い合わせ先】 コムデザイン株式会社 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-21-6
TEL : 03-3264-3767 FAX : 03-3264-6787 e-mail : info@com-design.jp

資料：グリーン電力証書について



(1) グリーン電力証書の宛名

グリーン電力証書の所有者の名前が入ります。お客様の法人名や団体名、もしくは主催されるイベント名などが入ります。ここに記載された名前が、グリーン電力証書の所有者として公表されます。

(2) グリーン電力証書の詳細

グリーン電力証書が持っている環境価値について記載してあります。それぞれの項目の詳細は下記の通りです。

- ・ **グリーン電力相当量** : 環境価値の量について記載してあります。ここに記載してある電力量の分だけ、グリーン電力を利用することができます。
- ・ **発電種別** : 環境価値が発電された方法について記載してあります。
- ・ **発電期間** : 環境価値が発電された期間について記載してあります。環境価値が発電された後にグリーン電力証書を発行できるので、発電期間は必ず発行日の前に設定されています。
- ・ **証書発行事業者** : 当社の名前を記載してあります。
- ・ **認証機関** : グリーン電力証書を認証している第三者機関であるグリーンエネルギー認証センターの名前が記載されています。グリーンエネルギー認証センターはグリーン電力に対する社会的認知度の向上や、グリーン電力価値の取引における信頼度の向上を目的として、グリーン電力の環境価値に対する認証を行う第三者機関で、経済産業省資源エネルギー庁が所管する財団法人日本エネルギー経済研究所内の附置機関です。
- ・ **発行日** : グリーン電力証書の発行日について記載してあります。お客さまからのご指定がなかった場合、当社にて適切な日付を記載致します。
- ・ **シリアルナンバー** : 環境価値の認証番号が記載してあります。この認証番号は、認証機関から認定を受けた設備が、発電量の認証を受けることによって与えられるものです。1kWh 毎に 1 つのシリアルナンバーが与えられるので、「グリーン電力相当量」の数と同じだけのシリアルナンバーが記載されます。

資料：グリーン電力証書購入費用の会計処理について

企業がグリーン電力証書を購入する場合、企業会計上、これは当然「費用」（＝損金）として扱われるべきものですが、法人税法上は、現状は、必ずしも損金として扱われないケースがあります。これは、法人税第 22 条第 4 項の「前項各号に掲げる額（損金算入の額）は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」という規定に照らして、「グリーン電力証書の購入」という費用を税務署が損金算入を判断するだけの、明確な企業会計基準や一般社会通念が整っていないことが原因となっています。

このような状況の背景には「グリーン電力証書」の取り組み自体が先進的なものであり、法的・制度的な整備がまだ整っていないことがあります。類似の事例では、民間事業者が自主的に京都メカニズムのクレジットを取引する場合、企業会計基準委員会で企業会計上の取扱いが定められ（平成 16 年 11 月決定、平成 17 年 4 月以降の会計年度に適用）、これに従って、法人税法上のクレジットの取扱い（取得時に資産、移転時に損金計上）が可能となっています。

今後、グリーン電力証書についても、地球温暖化対策法などでの位置づけが定まっていく方向ですので、企業会計基準や法人税法上の扱いも、明確に成っていくものと期待しています。

ただし、現時点でも、グリーン電力証書を取得し、自社の提供する商品・サービスや自社のブランド価値を向上させる「広報宣伝効果」を得ることを目的とする利用をしている企業の場合、その購入費用を広報宣伝費として損金算入が認められているケースもあるようです。

御社におかれましては、グリーン電力証書の購入費用の会計上の扱いについて、経理のご担当者様および所管の税務署とご相談いただければ幸いです。その上で、寄附金として処理なさる場合には、御見積書・御請求書を消費税抜きでお出し致します。広告宣伝費等、損金参入が可能との判断に基づいた扱いをされる場合には、グリーン電力証書の御見積・御請求書を消費税付きでお出ししております。

なお、グリーン電力を 10%以上使用して製品を製造する場合、製品に「グリーン・エネルギー・マーク」を添付することができ、このマークを添付した場合には、グリーン電力証書の購入費用に相当する金額を「広告宣伝費」として損金算入することができます。こちらのメニューを希望される場合は、別途ご相談ください。